# 三島市避難行動要支援者計画



平成27年3月

(令和5年3月改訂)

三 島 市

# ~ 目 次 ~

第1章 基本的な考え方
1 趣旨       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 要支援者の推進体制
1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 要支援者情報の把握・共有
1 避難行動要支援者名簿の作成       8         (1) 名簿の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 個別避難計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第5章 災害時の安否確認・避難誘導体制の整備	
<ol> <li>超難支援の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>	15 15 15 15 16
第6章 情報伝達体制の整備	
<ol> <li>要支援者への情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>	16 16 17 17 18
第7章 避難所等における支援体制	
<ol> <li>避難所における支援対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>	19 19 19 19 19 20 20 20
附則	
附則 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20
【 様 式 】(様式1)避難行動要支援者名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21 22 25

# 第1章 基本的な考え方

### 1 趣旨

### (1) 背景と目的

- 災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右する。防災対策の推進にあたっては、総合的な取り組みが重要であり、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする要配慮者の避難支援対策は大きな課題となっている。
- 特に要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)については、 一人ひとりの特徴に応じた具体的な避難支援対策を講じていく必要がある。
- 本市では、地震や風水害等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、 平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の 整備、避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、「三島市避難行動要支援者計 画」(以下「本計画」という。)を作成する。
- 〇 本計画は、平成22年3月に策定した「三島市災害時要援護者避難支援計画」を、平成25年6 月の災害対策基本法の改正を受けて「三島市避難行動要支援者計画」として修正したもの である。

### (2) 用語の説明

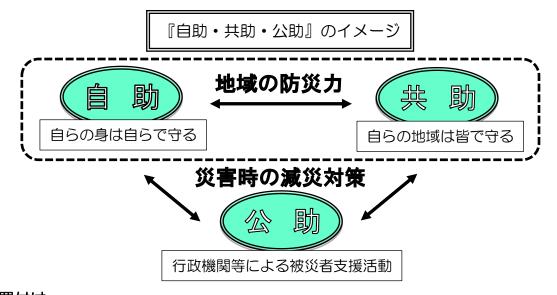
要配	慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等			
要支	援 者	上記の要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難支援が必要な次の者 ① 要介護認定 3~5 の者 ② 身体障害者手帳 1~2 級の者 ③ 精神障害保健福祉手帳 1~2 級の者 ④ 療育手帳A判定の者 ⑤ 難病患者 ⑥ 一人暮し高齢者(80歳以上)又は高齢者(80歳以上)のみの世帯 ⑦ 自治会が支援が必要であると認めた者			
避難支	泛援者	避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行うよう努める人・団体(組 等)			
避難支関係		自主防災組織(自治会・町内会)、民生委員・児童委員、消防署・消防団、 警察、社会福祉協議会等			
		避難行動要支援者名簿のことであり、次の2種類に区分される。			
名 簿	(A)	平常時から地域に提供する名簿(個人情報提供に同意した者の名簿)			
(B)		災害時のみ地域で公開できる名簿(個人情報提供に不同意である者の名簿)			
個 別計画	避難	名簿(A)の掲載者について、災害時に避難支援を行う者人・団体(組等) や避難誘導方法、避難場所、緊急連絡先等を記載した個人ごとの避難避難 計画			

### (3) 災害時の活動に対する基本的な考え

- ① 避難支援者自身も被災者となることを踏まえ、無理のない活動を考える。
- ② 自分と家族の安全と健康を守ることがなにより重要である。
- ③ 自主防災組織(自治会・町内会)役員や民生委員・児童委員だけではなく、地域ぐるみの活動として取り組む。
- ④ 日々の活動の延長に災害時の避難行動要支援者の支援活動があることを意識する。
- ⑤ 避難支援等関係者以外に避難行動要支援者名簿の個人情報が漏れることが無いよう守 秘義務に努める。(災害対策基本法 49 条の 13)
- ⑥ 災害時の避難支援を行う人の行動に対し、批判する又は責任の追及をしない。

### (4) 『自助・共助・公助』の必要性

- 本計画は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある時(以下「災害時」という。)の対策として、「自らの身は自らで守る」という『自助』を基本に、「自らの地域は皆で守る」という『共助』の考え、行政機関等による被災者支援活動『公助』を併せ、『自助・共助・公助』の関係と役割を明らかにする。
- 要支援者の総合的な支援対策を講ずるため、さらに、要支援者ごとに「個別避難計画」を 作成し、地域における要支援者一人ひとりの支援活動を推進するための指針とする。



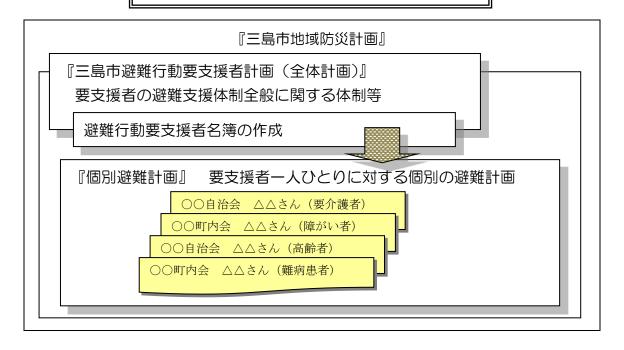
### 2 位置付け

○ 本計画は、三島市地域防災計画第2章第13節「要配慮者支援計画」に記載されている要支援者に対する避難支援に関する事項を具体化したものである。

### 3 構成

- 本計画は、「全体計画」と「個別避難計画」により構成される。
- 「全体計画」では、要支援者への情報伝達や避難支援の体制、災害発生時の対応、個別避難計画の作成方針等の基本的な事項を定める。
- ○「個別避難計画」は、避難等の際に、特に人的支援を要する要支援者一人ひとりについて、 その状況や避難支援者等を具体的に記載したものである。

# 「全体計画」と「個別避難計画」のイメージ図



# 4 対象となる災害

○ 本計画は、地震、風水害等全ての災害を対象とする。

区 分	避難支援が必要となる状況(目安)
地震	市内で震度 5 強以上の地震
風水害その他の災害	市が高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令時 (避難対象の地区に住む要支援者が対象)

# 第2章 要支援者の推進体制

### 1 推進体制

### (1) 避難行動要支援者庁内連絡会議

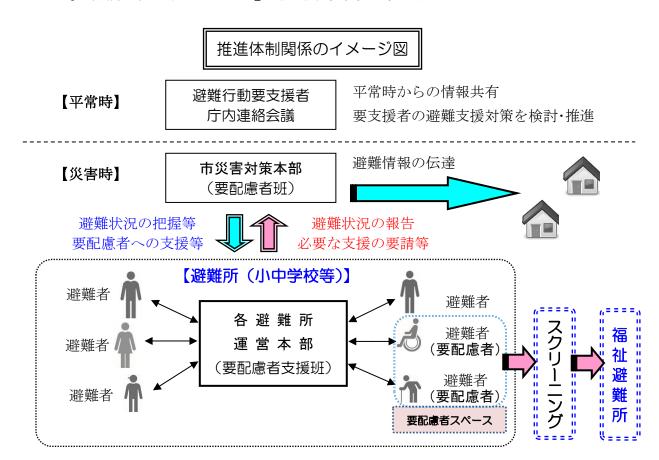
- 災害時に要支援者に対する情報伝達や安否確認、一時避難地や避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう福祉担当部局、介護担当部局、(避難行動要支援者対象者関係部局)、防災担当部局、自治会担当部局、消防署・消防団等関係部局で構成する。
- 平常時から情報の共有に努め、本計画等の策定・見直しや地域防災計画における要支援者 への配慮等を踏まえた支援策の検討を行い、要支援者の避難支援対策を推進する。

### (2) 市要配慮者班

○ 災害時に市災害対策本部の福祉担当部局に設置し、要配慮者への避難情報の伝達、安否確認、避難状況の把握、福祉避難所の開設・運営、その他要配慮者に関する支援を行う。

### (3) 要配慮者支援班、女性班(避難所)

- 避難所内に自主防災組織の班長を中心に市現地配備員、福祉関係者、民生委員・児童委員 等と協力して設置する。
- 避難所における要配慮者の生活支援するため、要配慮者の避難状況やニーズの把握、要配慮者用の相談窓口の設置、外国人への対応、女性や乳幼児への対応、福祉避難所への搬送等を行う。
  - ※ 『避難所運営基本マニュアル』要配慮者班、女性班参照



# 2 関係機関等の役割

# (1) 市の役割

	平常時	災害時
福祉担当部局	<ol> <li>避難行動要支援者庁內連絡会議の設置</li> <li>避難行動要支援者名簿の作成・更新</li> <li>要支援者情報等を自主防災組織、民生委員・児童委員及び避難支援等関係者へ提供</li> <li>要支援者へ対して、要支援者情報の外部提供及び個別避難計画の作成に関する同意の働きかけ等</li> <li>要支援者の避難支援体制についての啓発等</li> </ol>	<ol> <li>要配慮者班の運営</li> <li>避難・安否確認の状況把握</li> <li>避難所の要配慮者支援班及び女性班と連携した要支援者支援</li> <li>福祉避難所の開設</li> </ol>
防災担当部局	<ol> <li>避難情報等の情報伝達体制の整備</li> <li>要支援者の避難支援体制についての啓発等</li> <li>要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練に関する助言</li> <li>避難行動要支援者名簿の共有。要支援者の避難支援体制整備への協力</li> </ol>	<ol> <li>避難情報等の発令・伝達</li> <li>避難所の開設及び備蓄品の提供</li> </ol>
消防署・消防団		<ol> <li>要支援者の安否確認及び救援・救助</li> <li>要支援者及び避難支援等関係者への避難情報等の伝達の協力</li> </ol>

# (2) 地域の役割

	平常時	災害時
自主防災組織 (自治会・町 内会)	<ol> <li>地域での自主防災活動の実施主体</li> <li>避難行動要支援者名簿の共有</li> <li>要支援者の状況調査への協力</li> <li>個別避難計画作成のための同意について、要支援者への働きかけ</li> <li>個別避難計画の作成及び変更・修正</li> </ol>	<ol> <li>要支援者の安否確認、自宅からの避難誘導等避難支援の実施</li> <li>要支援者及び避難支援等関係者への避難情報等の伝達</li> <li>避難所の運営</li> <li>在宅避難者への支援</li> </ol>

	⑥ 支援者の避難支援訓練の実施	
民生委員・児童委員	② 要支援者の状況調査 ③ 個別避難計画作成のための同	<ol> <li>要支援者及び避難支援等関係者への避難情報等の伝達への協力</li> <li>在宅避難者への支援</li> </ol>

# (3) 関係機関・団体の役割

	平常時	災 害 時
社会福祉協議会	<ol> <li>地域福祉の推進</li> <li>個別避難計画作成のための同意について、要支援者や関係団体等への働きかけ</li> <li>災害ボランティアの受入態勢の整備及び訓練の実施</li> </ol>	① 市災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入れ及び派遣調整
社会福祉施設、福祉サービス事業者	<ol> <li>施設利用者に対する災害時の対応方法の整備</li> <li>資機材や福祉車両等を活用した避難支援体制の整備</li> <li>福祉避難所としての避難支援体制への協力</li> </ol>	① 要配慮者の受入れ及び相談等の対応
県健康福祉セ ンター	<ol> <li>市へ難病患者に関する要支援者情報の提供</li> <li>個別避難計画作成のための同意について、要支援者(難病患者)への働きかけ</li> <li>個別避難計画作成への助言及び情報提供</li> </ol>	① 難病患者の安否確認への協力 ② 避難所における要支援者の支援(心のケア・健康管理)に関する指導・助言
介護サービス 事業所、地域 包括支援セン ター	<ol> <li>担当の要支援者の見守り</li> <li>担当の要支援者の災害時対応 方法の確認</li> </ol>	<ul><li>① 担当の要支援者の安否確認、相談支援</li></ul>

### (4) 要支援者自身の役割

- 要支援者の役割としては、日頃からの自助の取り組みが非常に大切である。
  - ① 隣近所や地域の支援者等との関係づくり
  - ・地元の自主防災組織の会長などの役員や地域の民生委員・児童委員が誰であるか把握し

ておくこと。

- ・地域のさまざまな組織や団体と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい 環境を作るよう努めること。
- ・市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自 主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておくこと。

### ① 必要な支援内容の伝達

・災害発生時に備え、どのような支援を必要とするかを理解してもらうために、個別避難 計画の作成の際にはなるべく詳しく支援の必要な内容を自主防災組織や民生委員・児童 委員の避難支援等関係者に的確に伝えること。

### ② 避難経路の確認

・自宅から避難所等までの経路を家族や避難支援等関係者と実際に歩く等、事前に確認す ること。

### ③ 非常持ち出し品等の準備

- ・災害時に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付 近に備えておくこと。
- ・特に薬や医療器具等、特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に 情報が伝わるよう表示しておくこと。

### ④ 災害に備えた備蓄

- ・水は、1人1日3リットルを目安として、最低7日分をペットボトル等の容器に常時用意しておくこと。
- ・缶詰や保存食、菓子等、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を最低7日分以上は備えておくこと。
- ・介助犬がいる場合は、ペットフード等、飼養に必要な物資を最低5日分以上は備えておくこと。

#### ⑤ 外出時の備え

・外出時の災害が発生した場合には、周りの環境や状況が普段の生活と大きく変わる可能性が大きく、より周囲の人の支援や協力が必要となることが想定される。このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容や自身の所在を伝えられるよう、必要事項を記載したカードや防犯ブザーなどそれぞれの状態に応じて必要な物を携帯すること。

### ⑥ 住宅の安全対策

- ・地震に対しては、建物の耐震性の確保が何よりも重要であるため、住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震改修や補強を行うこと。 (門柱やブロック塀等についても同様)
- ・窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルム等を貼り付けておくこと。
- ・家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定すること。また、固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置等を考えること。
- ・家具や棚の上に物を置かないことや落下防止等の措置をとっておくこと。

# 第3章 要支援者情報の把握・共有

### 1 避難行動要支援者名簿の作成

○ 市は、要配慮者のうち要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、市の各部局から収集した情報と民生委員・児童委員及び静岡県をはじめとする関係機関から収集した情報を集約し、災害時に特に避難支援を要する者を掲載した避難行動要支援者名簿(様式1)(以下「名簿」という。)を作成する。

### (1) 名簿の目的

- 名簿は、以下の目的に限定し使用する。
  - ① 要支援者の全体把握
  - ② 災害時の要支援者の安否確認、避難誘導等の避難支援
  - ③ 平常時及び災害時における要支援者への支援体制の整備

### (2) 名簿の対象者

- 名簿の対象者は、生活の基盤が三島市内の自宅にあり、以下に規定する者のうち、支援を 必要とする者とする。
  - ① 要介護認定3~5の者
  - ② 身体障害者手帳1~2級の者
  - ③ 精神障害保健福祉手帳1~2級の者
  - ④ 療育手帳A判定の者
  - ⑤ 難病患者 (特定疾患医療受給者)
  - ⑥ 一人暮らし高齢者(80歳以上)又は高齢者(80歳以上)のみの世帯
  - ⑦ 自治会が支援が必要であると認めた者

### (3) 名簿作成等に必要な個人情報及びその入手方法

- 要支援者の支援にあたっては、氏名や住所、同居人の有無等の基本情報のほか、身体の状況等の自力避難が困難な要因について把握する必要があるため、以下に掲げる情報を本人及び市関係部局等で運用する福祉制度のシステム等から把握するものとする。
- 市で把握できない難病患者に係る情報は県健康福祉センターから収集するものとする。
  - ① 氏名
  - ② 性別
  - ③ 生年月日
  - ④ 住所又は居所
  - ⑤ 電話番号等
  - ⑥ 避難支援等を必要とする事由
  - ⑦ 避難行動要支援者対象区分
  - ⑧ 緊急時の家族等及び避難支援者の連絡先
  - ⑨ その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

### (4) 名簿の作成と種類

○ 市は、名簿の作成にあたって、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに ついて、あらかじめ対象者に同意の有無を確認し、以下のとおり作成する。

名簿の種類	名 簿 (A)	名 簿 (B)
名簿掲載者	避難支援者等関係者に対する名簿 情報の提供に同意した対象者	避難支援者等関係者に対する名簿 情報の提供に不同意の対象者
活用方法	<ul><li>・災害時の避難支援等</li><li>・個別避難計画の作成</li><li>・平常時の防災訓練や地域の見守り活動等</li></ul>	・災害時の避難支援等

### 2 名簿の提供と管理

### (1) 名簿の公開と提供先

○ 市福祉担当部局は、避難支援体制を整備するため、以下の避難支援等関係者に対して、名 簿を原則年1回提供する。公開先は下記表のとおり。

公開先	平常時	発災時
自主防災組織	対象地区の名簿(A)	
民生委員・児童委員	担当する要支援者の名簿(A)	
富士山南東消防組合・ 消防署	<要請があった場合> 名簿 (A)	全ての名簿 ※要支援者の生命又は身体
消防団	<要請があった場合> 名簿 (A)	を災害から保護するため本 人の同意の有無にかかわら
警察	<要請があった場合> 名簿 (A)	ず、避難支援等の実施に必要な場合に公開
社会福祉協議会	<要請があった場合> 名簿 (A)	
その他避難支援協力 団体	<要請があった場合> 名簿 (A)	

### (2) 名簿の管理と更新

- 市は、災害時の状況を考慮し、紙媒体と電子データで名簿を管理する。
- 紙媒体は、原則年1回の更新とする。

- 電子データは、原則年1回の住民基本台帳情報等の異動情報の更新と民生委員・児童委員 による状況調査や自主防災組織からの報告等に基づく随時登録・更新等を行う。
- 名簿の原本は、市福祉担当部局が保管し、副本は名簿提供を受けた者が保管し、要支援者 の避難支援等の目的にのみ利用する。

### (3) 名簿情報の適正管理

- 紙媒体の管理については、施錠できる書庫等で管理する。
- 電子データの管理については、パスワード等による厳正な管理を行い、名簿情報の提供は 紙媒体のみによることとする。
- 名簿情報の提供を受けた者及び名簿情報を共有する者は、災害対策基本法第49条の13の規 定に基づき守秘義務が課せられる。
- 名簿情報の提供を受けた者は、直接避難支援に関わる関係者のみで共有し、名簿は必要以上に複製しないこととする。
- 名簿情報の提供を受けた者は、施錠可能な場所に名簿を保管する等、名簿情報漏えいの 防止に必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。
- 市は、個人情報保護について名簿提供時に説明会その他研修会を開催する等、名簿情報の 適正管理を徹底するための措置を講じるよう努めなければならない。

### 災害対策基本法(抜粋)

(名簿情報の利用及び提供)

- 第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の 定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号) に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市 町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項に おいて「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、 当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本 人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が 得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11 第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

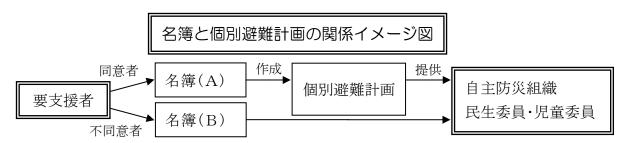
# 第4章 要支援者の個別避難計画の作成

### 1 個別避難計画の目的

○ 災害時に要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するため、要支援者一人ひとりについて、誰が安否確認を実施し、どこへ避難させるか等をあらかじめ定めておくため、個別避難計画を作成する。

### 2 個別避難計画の作成

- 名簿 (A) に掲載している要支援者に対して、自主防災組織が民生委員・児童委員と連携 して個別避難計画 (様式2) を作成する。
- 個別避難計画は、要支援者本人が必要な支援内容を認識するための手段でもあることから、 自主防災組織は要支援者本人又はその家族等と直接話し合い、各地域における実情を踏ま え、支援に関する必要事項等を記載して作成するものとする。



※ 名簿B:災害時のみ公開、個別避難計画の作成なし。自主防災組織に対して災害時に提供する。

### 3 個別避難計画の共有、管理

○ 個別支援計画は、市及び避難支援等関係者で共有するために原本及び副本を作成 し、下記のとおり保管することとする。

	原本	副本
個別避難計画の 保管先	• 市福祉担当部局	・自主防災組織 ・民生委員・児童委員 ・市防災担当部局

- 要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別避難計 画の内容について、事前に確認するものとする。
- 自主防災組織は、民生委員・児童委員及び避難支援者の協力を得て、少なくとも毎年1 回、個別避難計画の内容について、本人に確認する。

### 4 個別避難計画の更新

○ 民生委員・児童委員による調査や自主防災組織での把握等により内容に変更があった場合、市福祉担当部局は保管する個別避難計画を修正し、名簿と同様、原則年1回更新・提供し、現行の個別避難計画と差替えるものとする。

# 5 名簿・個別避難計画の作成の流れ

 時期
 財
 び内容

 1月末~2月
 一

 市は、対象者に個人情報の提供についての同意確認調査ハガキを送付する。

 $\downarrow$   $\downarrow$   $\downarrow$ 

# 3月中旬

(1) **~** (2)

市は、要支援者の状況把握調査を民生委員・児童委員に直接依頼する。

 $\downarrow \downarrow \downarrow$ 

### 3月中旬 ~ 5月末頃

3

民生委員・児童委員が「名簿(A)」に記載されている避難行動要支援者を戸別訪問し、「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」の作成に対する同意を改めて確認するとともに、避難支援に係る状況把握調査を行う。

 $\downarrow$   $\downarrow$   $\downarrow$ 

### 6月初旬 ~ 8月末頃

4

市は民生委員・児童委員の調査結果をもとに「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」 を作成する。

※ 「名簿(B)」も市が別に作成する。

 $\downarrow$   $\downarrow$   $\downarrow$ 

### 9月下旬

**(5**)

自主防災組織及び民生委員・児童委員に「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」 を提供する。

※ 並行して作成する「名簿(B)」は、自主防災組織(自治会)に対して災害時に提供する。

 $\downarrow \downarrow \downarrow$ 

### 9月下旬以降

1 ~ 5

「名簿(A)」及び「個別避難計画」をもとに自主防災組織(自治会)が避難行動要支援者を戸別訪問し(※)、避難支援者・避難方法等を決定する。

※ 戸別訪問には、民生委員・児童委員は率先して連携・協力する。

自主防災組織は、決定した避難支援者や避難支援に係る必要事項を

「個別避難計画」に記載し、自主防災組織及び要支援者用を作成する。

自主防災組織は、完成した「個別避難計画」の写し三島市に提供する。

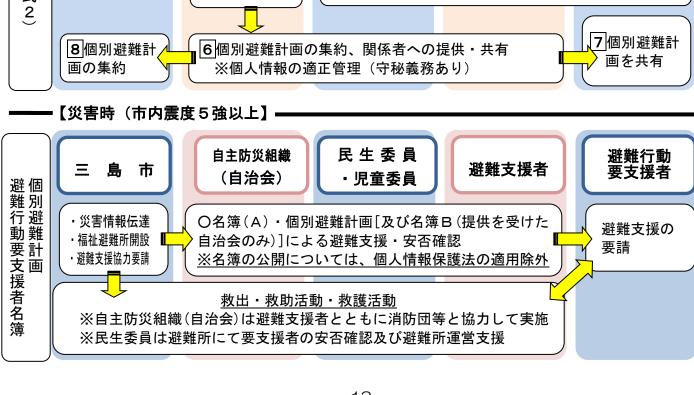
 $\downarrow \downarrow \downarrow$ 

市は、提供された「個別避難計画」を保管するとともに、民生委員に情報提供する。

6 ~ 8

### 【平常時】

民生委員 自主防災組織 避難行動 避難支援者 島 市 要支援者 (自治会) 児童委員 避難行 3名簿掲載及 戸別訪問 依頼 び個人情報 動要支援者名簿 ①要支援者の 提供に ②要支援者の 調査を民生 同意する 把握調查 委員に依頼 ⇒同意者 同意の有無 報告 同意しない ⇒不同意者 (様式 4)同意者の名 簿(A)の作 ⑤名簿(A)の受領・共有・保管 1 成・保管・ 個人情報の適正管理(守秘義務あり) 地域へ提供 ※自主防災組織(自治会)は、名簿(B)を ※名簿(B)も 必要に応じて要請又は災害時に受領する。 <u>作成する。</u> 3個別避難計 2 要支援者の 4個別避難 |1||名簿(A)の 状況把握・個 画作成の協 計画の掲載事 個別避難計 別避難計画の 力 個別避 項の確認 画作成依頼 (個別訪問に同行) 掲載事項の確 • 避難支援者 • 避難場所 戸別訪問 難計 ※避難支援者 • 避難方法等 の特定 画 (様式 5個別避難計 避難支援協力の確認 画の作成 ・地域における防災訓練の実施 2 7個別避難計 8個別避難計 |6|個別避難計画の集約、関係者への提供・共有 画を共有 画の集約 ※個人情報の適正管理(守秘義務あり)



# 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成・共有表

区	分			市福祉担当	自主防災 組 織	民生委員 · 児童委員	避難支援者	要支援者	消 防 署 そ の 他 避難支援等関係者
A	左	作	成	0		0			
名	簿	共	有	0	0	0	必要に応じて	×	必要に応じて
	ıda	作	成	0	0	0	0	0	
個別避難計画		共	有	0	0	0	必要に応じて	0	必要に応じて

※ ◎ … 実施主体 ○ … 連携·協力

# 第5章 災害時の安否確認・避難誘導体制の整備

### 1 避難支援の実施体制

### (1) 市における避難支援体制

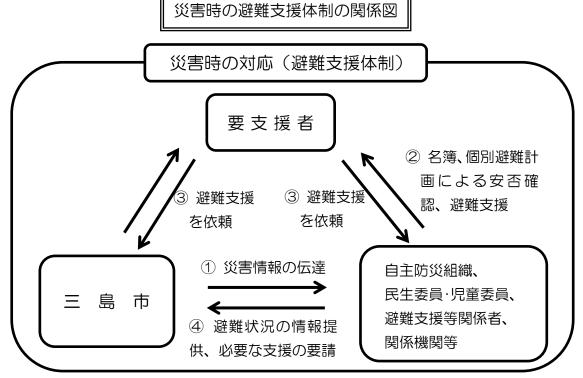
- 市は、要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備 する。
  - ① 災害時に、自主防災組織の要配慮者班を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要支援者に対する避難支援体制を整える。
  - ② 避難準備情報が発令される等避難が必要な段階においては、要支援者が避難支援を受けられない状況や避難支援者が避難支援を行えない状況等に備え、避難支援要請等に対応する。

### (2) 地域における避難支援体制

- 自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難支援体制の整備に努めるものとする。
  - ① 避難支援者は、災害時に個別避難計画に基づく避難支援を実施するが、避難支援が 実施できないときは、自主防災組織へ協力を要請する。
  - ② 要支援者の居住家屋が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、避難支援者又は自主防災組織は、市災害対策本部へ連絡し、救出・救助や応援を要請する。

### (3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

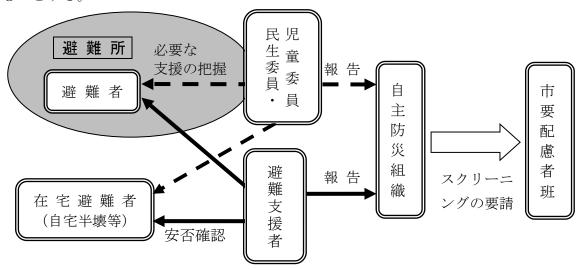
○ 福祉避難所に指定されている施設については、速やかな福祉避難所の開設に協力する。



### 2 安否確認情報の収集体制

### 名簿掲載者の安否情報の収集

- 避難支援者は、名簿掲載者の安否確認を行い、自主防災組織に報告する。
- 民生委員・児童委員は、要支援者の安否情報を収集する。
- 要支援者のうち、避難所に収容した者及び自宅半壊等の在宅避難者に係る避難情報 は、自主防災組織を通じて避難所(要配慮者支援班)に報告し、必要な支援を要請す るものとする。



# 第6章 情報伝達体制の整備

### 1 要支援者への情報伝達

- 市は、次に掲げる様々な手段を確保し、要支援者へ避難情報等の防災情報を提供する よう努める。
- 発令された避難情報等が要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

### (1) 情報伝達手段

- ① 同時通報用無線
- ② 防災ラジオ
- ③ ファクシミリ
- ④ 市民メール (みしまるホッとメール)
- ⑤ 緊急速報メール (エリアメール)
- ⑥ SNS (フェイスブック、ツイッター等)
- (7) 放送事業者への情報提供
- ⑧ ケーブルテレビ、コミュニティFMへの情報提供
- ⑨ 広報車・消防団等による広報
- ⑩ 災害情報配信サービス(※) (視覚・聴覚障がい者のみ)

### 【携帯電話メール機能による災害情報配信サービス】

大規模災害時における視覚・聴覚障がい者への円滑な情報提供のため、静岡県が㈱レスキューナウと災害情報の伝達に関する協定を結び、これに基づき、県等から同社へ提供した災害情報が登録者の携帯電話へメール機能により配信されるサービスで、視覚・聴覚障がい者の登録料、使用料は無料である。平成 14 年 6 月から聴覚障がい者を対象に実施し、平成 15 年 12 月から視覚障がい者にも対象を拡大した。

### (2) 避難支援者への情報伝達

○ 市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達 することにより、避難支援者へ避難情報等の防災情報を伝達する。

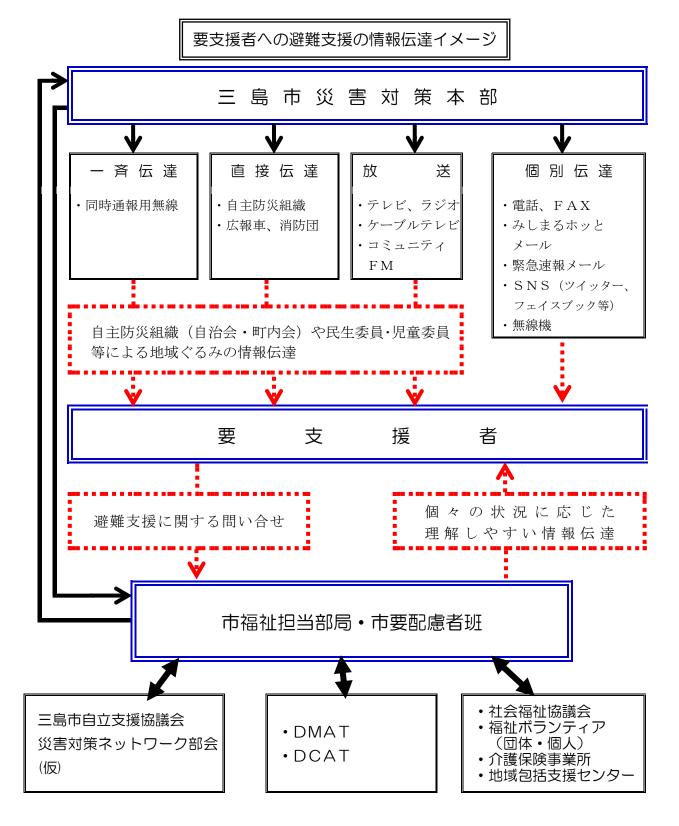
### 2 避難情報の種類

- 市は、大規模な地震災害等の災害時に、迅速かつ安全に要支援者等の避難又は避難誘導 を促すために、避難情報を発表・発令し、避難支援等に向け、関係機関はもとより市民に 広く周知する。
- 立ち退き避難が必要な区域の住民等に求める行動(三島市水防計画抜粋)

区分	発令時の状況	住民に求める行動							
高齢者等避難	人的被害の発生する可	・高齢者等は危険な場所から避難する							
【警戒レベル3】	能性が考えられる状況	・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の							
		外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始							
		めたり、避難の準備をしたり、自主的に避							
		難をする。							
避難指示	人的被害の発生する可	危険な場所から全員避難							
【警戒レベル4】	能性が高まった状況								
緊急安全確保	災害発生又は切迫して	いまだ避難をしていない対象住民は直ちに							
【警戒レベル5】	いる状況	適切な避難行動に移るとともに、立ち退き							
		避難することがかえって危険な場合は屋内							
		安全確保をする。							

### 3 要支援者の避難支援方法等の普及

○ 市は、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者に対し、要支援者情報の収集・共有や本計画の必要性、管理方法、要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。



# 第7章 避難所等における支援体制

### 1 避難所における支援対策

### (1) 平常時の避難支援対策

- 大規模災害が発生した場合は、要配慮者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることが想定されるため、市は地域防災計画で指定する避難所について、要配慮者の利用に配慮し、バリアフリー化や身体障がい者用トイレへの改良・新設等、施設の整備改善を行う。
- バリアフリー化されていない施設については、スロープ等の段差解消設備、障がい者用 トイレ等を速やかに仮設するものとする。

### (2) 要配慮者支援班及び女性班の設置

- 各避難所に要配慮者支援の担当者を明確にするため、要配慮者支援班及び女性班を設置 する。
- 要配慮者支援班は、要配慮者の避難状況を把握するとともに、要配慮者の要望を把握するため、要配慮者用相談窓口を設置する。
- 女性班は、女性への配慮事項の状況把握、子ども達等への支援を行うとともに女性・乳 幼児用相談窓口を設けるものとする。

### (3) 避難生活への配慮避難

- 避難支援等関係者は、要支援者が避難所において、適切な生活支援を受けることができるよう、名簿又は個別避難計画に係る情報の要配慮者支援班への引き継ぎに努める。
- 避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者、乳幼児等の心身の健康管理及び生活 リズムを取り戻す取組みが重要となるため、市は、保健師等による健康相談、二次的健康 被害(エコノミークラス症候群、生活不活性発病等)の予防、こころのケア等の関係職員 による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施する。
- 要配慮者の状況に応じて避難所から福祉避難所への搬送、社会福祉施設への緊急入所、 病院への入院等の手続きを行うものとする。
- 要配慮者に応じた食料や生活物資等の救援物資の確保及び配布、要配慮者のための福祉 避難スペースの確保、確実な情報伝達等に努めるものとする。
- 被災した要配慮者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から、避難所外の自家 用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられる。市は、こうした避難生活 を送る要配慮者の所在や現状を把握し、必要な情報提供を行いながらニーズの把握を行う とともに、必要な対策や支援を行う。

### 2 福祉避難所

### (1) 福祉避難所の確保

○ 市は、通常の避難所における避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設自体の安全性が確保され、バリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、かつ、 生活相談員等の確保が比較的容易である市内の社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難 所を確保する。

### (2) 福祉避難所の対象者

- 福祉避難所の対象者は、要配慮者のうち、避難所では生活に支障をきたすため特別の配慮 を必要とする者とする。
  - 高齢者
  - 乳幼児
  - ・その他避難所での生活が困難である者 (妊産婦・傷病者・内部障がい者・難病疾患者・医療的ケアを必要とする者等)

### (3) 福祉避難所の指定と利用

- 市は、福祉避難所として協力が得られた施設との間で、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れ時の要件、受入可能人数、費用負担等について明らかにしておくことにより、円滑な福祉避難所の開設、受入、運用等を図る。
- 市は、指定した施設に福祉避難所を開設する場合、あらかじめ当該施設管理者と十分な 連絡調整を図り、受入可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障を きたさないよう十分配慮するものとする。
- 福祉避難所の利用は、指定避難所から市要配慮者班への要配慮者避難の連絡を受けて、 市より調査員を派遣し、福祉避難所へ移送する対象者及び優先順位を特定するためのスク リーニングを行う。

各対象者の担当課において、福祉避難所移送の要否及び優先順位を確定し、開設可能な 福祉避難所への受け入れを依頼する。

受入れ可能な福祉避難所が確定後、市要配慮者班の担当課より、自主防災組織へ移送の依頼を行い、対象者は同行家族とともに福祉避難所を利用する。

○ 福祉避難所は、主に緊急避難的な場所の提供を目的とするものであり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別のサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用する。

### (4) 福祉避難所の開設基準

- 市内に震度5強以上の地震が発生し、市内の避難所に要配慮者の避難してきたときに順次 開設する。
- 市内において風水害災害時に長期にわたり指定避難所が開設され、要配慮者の避難者が 発生したときに順次開設する。
  - ※ 福祉避難所の開設については『三島市福祉避難所設置・運営マニュアル』を参照

### 附則

附 則 平成27年3月20日 策定 平成28年2月 9日 改訂 令和 5年3月14日 改訂

自主防災会· 自治会·町内会 年 月 日作成

# 三島市避難行動要支援者名簿

										避 難 支 援 等 を 必 要 と す る 事 由								
番号	氏	名	フリカ゛ナ	別	生年月日	年 齢	住所又は居所	電話番号等	組·班 等	要介護	障 が い	難病	高齢独居	高齢世帯	その他	個別避 難計画	安否。確認	備考
1	三島	太郎	ミシマ タロウ	男	昭和〇年〇月〇日	80	北田町 4 番 47 号	983-0000	2 組					Ŋ		$\square$		新規
2	三島	花子	ミシマ ハナコ	女	昭和〇年〇月〇日	82	北田町 4 番 47 号	983-0000	2 組					Ø		Ø		
3	大社	桜	タイシャ サクラ	女	平成〇年〇月〇日	45	北田町 99 番 99 号	000-9999	3 組		Ø					Ø		
4	湧水	清	ュウスイ キヨシ	男	昭和〇年〇月〇日	78	北田町0番0号	000-1234	8組	Ø	Ø					Ø		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10					_													

※「個別避難計画」「安否確認」欄には、下記に該当する場合に"〇"を記入

・個別避難計画 : 個別避難計画が作成済み

・安 否 確 認 : 災害時において安否を確認済み

# 《様式2》

# 個別避難計画

この個別避難計画は、避難行動要支援者が避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害時における安否確認 や避難行動の支援等を受けるために作成するものですが、同意によって、災害時の避難支援等が必ずなされることを保証する ものではなく、また、避難支援を実施する者は法的な責任や義務を負うものではありません。

### 三島市長 あて

私は、上記の内容を理解し、また、三島市避難行動要支援者計画の趣旨に賛同し、下記の情報について、三島市が自主防災 組織(自治会・町内会)、民生委員・児童委員及び避難支援者に提供することに同意します。

令和 年 月 日 <u>氏名</u>

	【※代理の方が記載する場合】代筆者氏名													(本人との関係)						
作出			防 災 組 会・町内			○○自治		組·班 等	2 組	民	生委	員	三島 桜							
成者		フ 日	フリガ こ	ナ 名		ジャ タロラ 三島 太月		性別	男	作	成年月		令和4年4月1日							
三島市·民生委員		ſ	主所(居居	<b>沂)</b>		三島市	丁4番47	自												
							上携 F	携 帯 電 話 000-9999-9999												
		生	三年月	日				○日 (80		X										
	避難行動要支援者	萝	辛難 行 要 支 援 寸 象 区	者	□ ½ □ ½	介護認定 身体障害 療育手帳 難病患者 その他(	皆手帳 A 所持	長所持者 寺者	(□1 級 精神障	上手帳	5) >) 長所持者(□1 級・□2 級) ・☑高齢者(80 歳以上)のみ世帯) )									
		痄	病 名			萎縮性 索硬化		かりつけ 療 機 関	4.1	せらぎ	病院	電	艺話 番	番号	055-999-9999					
					٠.				利	曜日	月	火	水	木	金	土	日			
			デイサービス 等利用状況		机	J用施設 等	み	みしまディー州		午前	0	0			0	0				
			F/11/771/1/\	.1)L	4				午後		0		0	0						
			本人状況· 家族構成等			Eと2人暮らし、息子夫婦が○○で暮らしており、時折様子を見に来ている。														
		l	害時に酉 しなけれ らない��	ば		<ul><li>②立つことや歩行がむずかしい □言葉や文字の理解がむずかしい</li><li>□物が見えない(見えにくい) ☑音が聞こえない(聞き取りにくい)</li><li>□状況(危険)の判断がむずかしい □顔を見ても知人や家族とわからない</li><li>至難する時に誰かに介助して欲しい(☑支えが必要・□杖・□歩行器・□車イス)</li></ul>									<b>(</b> )					
		緊	急時の家	家族等	Fの i	車絡先														
			氏	名		住 所							電話	番号	本人と関係					
		1	三島	次郎	3	三島市北	○番○号	—— 为会部	 B入欄	9999	子									
		2	三島	桜子	-	三島市北田町〇番〇号								9999	子の妻					
			氏名(団体名)			住 所								番号		本人との関係				
自治会(自主防災組織)	避	1	〇班	組扎					121		电印		7171							
	難士	1				三島市北田町○番○号									my -t-					
	支援	2	三島	太良	.[5	二島巾北	○番○方		555-	隣家										
	援者	3																		
		4							1											
組織	_	<b>→</b> [	寺 避 冀	維 地	Ĺ	○○公園			进	辛 剪	難	折 (	00小	学校						
	特	ì	記事	į Į	頁															

### 【 避難行動支援 Q&A 】

### Q1 避難行動要支援者名簿とは何か?

避難行動要支援者名簿とは、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、市町村に作成が義務付けられたもので、高齢であったり障がい等のために災害時に自力での避難が難しく、避難に特に支援を必要とする方で、家族等による必要な支援を受けることができない方々(施設等に長期に入所している方は対象になりません。)を掲載するものです。

この名簿を各地域の自主防災組織(自治会)や民生委員、消防署や警察等の避難支援等関係者に情報提供することで、いざという時に円滑かつ迅速な避難支援や安否確認を行っていくことを目的としています。

### Q2 避難行動要支援者の個人情報の守秘義務はどうなるのか?

避難行動要支援者名簿は、避難支援に係る自身の個人情報を、自主防災組織(自治会)や民生委員等の避難支援等関係者に提供することに同意した人の名簿(A)と、個人情報の外部提供に不同意である人の名簿(B)の2種類を作成します。

名簿(A)については、平常時から自主防災組織(自治会)や民生委員等で情報を共有するものとなりますが、その範囲は避難支援に直接携わる方々のみで共有するもので、避難支援の応援を目的とした場合でも、緊急時を除き、知り得た情報を他者に提供することはできません。

名簿(B)については、平常時は公開不可であり、災害時のみ個人情報保護の適用外となりますので、平常時は施錠可能な場所で保管し、災害時に名簿情報を確認することになります。

### Q3 個別避難計画とは何か?

個別避難計画とは、名簿(A)に掲載された方について、地域の自主防災組織(自治会)が中心となって、具体的な避難支援方法について本人又はその家族と話し合い、あらかじめ個人ごとの避難計画書として作成するものです。

また、作成にあたっては、避難行動要支援者を戸別訪問していただくことになりますが、民生委員が自主防災組織(自治会)と本人又はその家族の橋渡しを行うことで、円滑に個別避難計画を作成することができると考えておりますので、戸別訪問におきましても自主防災組織(自治会)と民生委員の連携・協力が重要であると考えます。

なお、この個別避難計画は作成後、本人、避難支援等関係者、市において共有するものになります。

### Q4 個別避難計画にある避難支援者は、個人を特定する必要があるか?

避難支援者は、個人だけでなく組や班等の地域単位での支援体制とすることでも構いませんので、可能な範囲で避難支援者を特定していただきたいと考えます。

### Q5 避難行動要支援者名簿はいつ提供されるのか?

避難行動要支援者名簿は、9月下旬以降に避難支援等関係者に配付する予定です。

### Q6 避難行動要支援者名簿に掲載されたら、災害時に必ず助けてもらえるのか?

避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者に提供されることで、災害発生時に避難支援や安

否確認を受けられる可能性が高まります。しかし、その活動を担う自主防災組織(自治会)や地域の協力者の方々自身も被災者となり、自身と家族の安全確保が前提での活動のため、災害時の避難支援等が必ずされることが保証されるものではありません。

また、避難支援等を行うことに法的な責任や義務は負いません。

### Q7 避難支援とは、どのようなことを行うのか?

基本的には、災害時における情報伝達や声かけ(所在確認や安否確認)、避難場所までの避難誘導です。

災害が発生した場合、避難行動要支援者の自宅を訪問し、災害情報を伝えるとともに所在確認・ 安否確認を行います。その後、地域の皆さんで助け合いながら避難誘導をしていただくことにな ります。

### Q8 自治会未加入者への対応はどうすればよいか

民生委員は、自治会の加入・未加入にかかわらず、日常支援を必要としている方々への個別支援 活動等を実施しているため、地域を担当している民生委員を通じて、自治会等に協力をお願いし ていくかたちとなります。

また、こうした災害に向けた取り組みを通じて、自治会活動やご近所の大切さを伝えていくことで、自治会への加入につなげていきたいと考えます。

### Q9 避難支援や安否確認は、どの程度の災害から実施すればよいか?

各自主防災組織(自治会)の判断にゆだねますが、地震の場合は、市内で震度5強以上の地震が 発生したときとなります。

風水害、その他の災害の場合は、市が高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときとなります。

# Q10 避難支援等を実施するにあたって、避難行動要支援者や避難支援等関係者が負傷等した場合に 対する補償制度はあるか。

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者(公務災害補償等の対象者を除く。)が、災害時に避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になった場合は、災害対策基本法第65条第1項及び第84条第1項に基づく三島市消防団員等公務災害補償条例により損害補償の対象となります。

一方で、避難行動要支援者は、損害補償の対象とはなりません。

#### Q11 避難支援等の体制づくりにあたって自主防災組織(自治会)等への財政的な支援はあるか?

大規模地震その他の災害に備え、地域における自主防災組織等の活動を支援するため、防災資機材等を購入する自主防災組織、連合組織及び福祉避難所の所有者に対し、予算の範囲内において、自主防災組織等の防災活動事業費補助金による補助制度があります。避難支援活動以外の活動も補助の対象となります。